

令和8年度 就学援助（区域外）のお知らせ

就学援助を申請しない方は、申請書の提出は不要です。

就学援助とは、学用品費等の支払いにお困りの保護者の方に対して、申請に基づき、その費用の一部を援助する制度です。

1 就学援助の対象者および援助の内容

足立区にお住まいで、足立区立以外の小・中学校に通学しており、以下の「ア～エ」のいずれかに該当する方が対象になります。足立区外にお住まいの方は、住所地の教育委員会にご相談ください。

- ア 生活保護を受けている世帯
- イ 当年度または前年度中に生活保護の廃止・停止を受けた世帯
- ウ 児童扶養手当（ひとり親世帯等）を受給している世帯（児童手当や児童育成手当とは異なります）
- エ 令和7年分の世帯全員の合計所得が基準未満と思われる等（詳細は裏面をご覧ください）

認定区分	援助内容
要保護者 〔アの生活保護世帯〕	・修学旅行費 ・校外活動費 ・卒業記念アルバム費 ・自然教室費 ・医療費（指定の疾病のみ対象・要医療券）
準要保護者 〔上記の援助対象要件 イ～エの世帯〕	・学用品費通学用品費（クラブ活動費含む） ・学校給食費 ・修学旅行費 ・校外活動費 ・卒業記念アルバム費 ・自然教室費 ・体育実技用具費 ・医療費（指定の疾病のみ対象・要医療券） ・通学費（特別支援学級のみ）

支給時期は、令和9年3月下旬となります。学校に納める費用は必ず学校の指示どおりに納めてください。
通学先の学校へ所要金額を調査し、支給費目・金額を決定します。支給費目・金額は足立区立の学校を基準とし、支給額の限度とします。

2 就学援助の申請方法および審査結果

- (1) 『令和8年度 「就学援助（区域外）受給」「高等学校等入学準備助成」申請書兼委任状・口座振替依頼書』を記入し、学務課助成係へ提出または郵送してください。
- (2) 郵送事故の可能性があるので、必ず申請書の写真・コピーを取り、保護者控として保管してください。
- (3) 前年度に就学援助を受けていた方、生活保護を受けている方も、毎年申請が必要です。

◆提出期限 令和8年4月20日（月）（消印有効）

※ 提出期限以降も受け付けますが、申請書を提出した月から援助の対象となります。

◆審査結果 8月上旬に認定結果通知書を郵送します。

就学援助の所得審査には、収入の有無にかかわらず、勤務先での年末調整、確定申告または住民税の申告等が必要です。いずれの手続きも行っていない場合は、必ず申告してください。（原則、扶養親族の方は申告不要ですが、所得がある場合は申告等が必要です。）

※ 住民税の申告が遅れますと審査ができず、認定となる場合でも支給時期が遅れる場合があります。

詳細は裏面の「4 所得審査に必要な手続きについて」へ

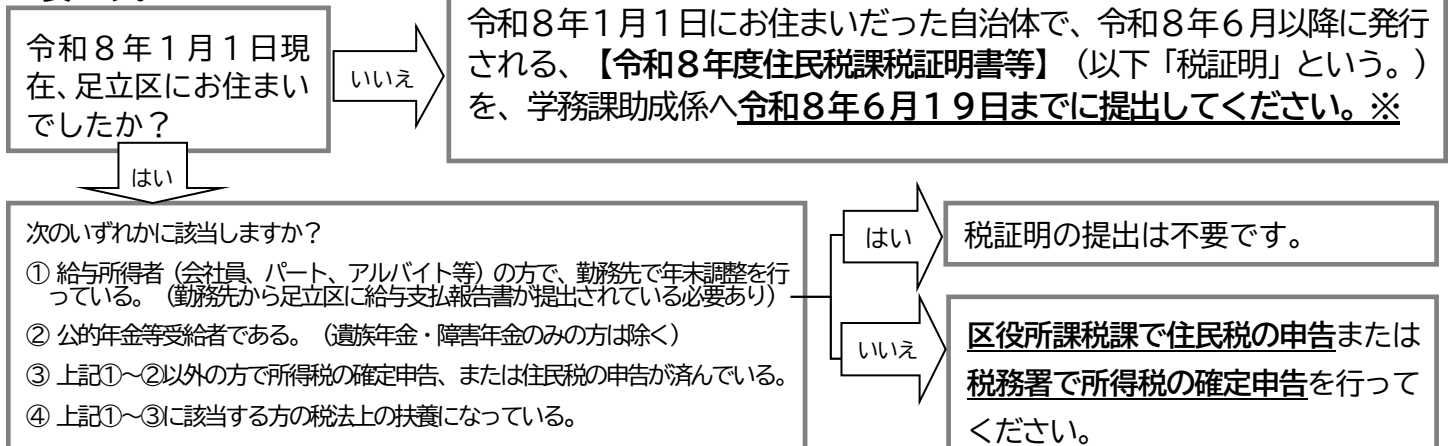
3 認定所得基準の目安

世帯人数	家族構成（モデルケース）※4月1日現在の年齢	認定所得基準額
2人	母30歳・子1人(6歳)	約320万円以下
3人	父35歳・母30歳・子1人(7歳)	約393万円以下
4人	父40歳・母35歳・子2人(12歳、8歳)	約474万円以下
5人	父40歳・母40歳・子3人(13歳、9歳、2歳)	約494万円以下
6人	父45歳・母40歳・祖母70歳・子3人(14歳、10歳、5歳)	約547万円以下

- (1) 上記の基準額は、あくまで目安です。基準額は、世帯人数や家族の年齢により異なります。
- (2) 基準額は世帯により異なるため個々にお答えすることはできません。
該当するかどうかわからない方は、申請書をご提出ください。
- (3) 所得とは、給与所得のみの場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額欄」の金額です。
 営業等所得の場合は、確定申告書の「第一表の所得金額欄の合計」の金額です。
 その他、令和7年分の所得がある場合は、すべて合算して判定します。
- (4) 審査は所得のみで判定しますので、借入金の有無は考慮しません。

4 所得審査に必要な手続きについて

世帯全員の所得で判定します。無収入の方（被扶養者として申告済の方を除く）も住民税の申告が必要です。



- ※ 区外在住者に扶養されている方は、住民税の申告をしてください。
- ※ 税証明提出の際は、学校名・学年・組・児童生徒氏名を書いたものを一緒に添えてください。
- ※ 税務署で確定申告をした場合、所得の反映に2カ月程度かかる場合がありますのでご注意ください。
 なお、9月末日までに所得が判明しない場合は「申請却下」となり援助を受けることができません。

5 問い合わせ先及び提出先

【就学援助に関する問い合わせ先及び提出先】

足立区教育委員会 学務課助成係 電話 3880-5977（直通）
 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館5階
 ※ 認定の可否等に関するお問い合わせにはご回答しかねますのでご了承ください。

【その他の問い合わせ先】

住民税の申告について	足立区役所 課税課 (第一係～第三係)	TEL 3880-5231～2 (直通) TEL 3880-5418 (直通)
所得税の確定申告について	足立税務署 西新井税務署	TEL 3870-8911 TEL 3840-1111